

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年6月1日現在

機関番号：33919

研究種目：基盤研究（B）海外

研究期間：2008～2011

課題番号：20402010

研究課題名（和文） 台湾総督府文書の研究 - 台湾近代化の実相に反映した明治官僚制の特質を探る -

研究課題名（英文） RESEARCHES ON DOCUMENTS OF TAIWAN SOTOKUFU :FOR CLARIFYING THE QUALITIES OF MEIJI-BURAUOCRACY THROUGH MODERNIZATION OF TAIWAN

研究代表者

谷口 昭（TANIGUCHI AKIRA）

名城大学・法学部・教授

研究者番号：20025159

研究成果の概要（和文）：台湾総督府文書(各種の「公文類纂」、南投市中興新村・国史館台湾文献館所蔵)のうち、これまで全貌に触れられたことがない「臨時台湾土地調査局」関係の文書画像約15万コマを取得し、ほぼ40万字の翻刻文をデジタルベースで完成させた。その過程で、土地政策を基軸とする台湾の近代化の実相を追体験し、土地および旧慣の調査に従事した総督府職員の実像が浮かび出つつある。従来、職員の不正や腐敗が強調されがちであった総督府50年の治績に対する評価を、旧慣調査の実施状況を表現する生の文書群の分析を通じて転換できる見通しを得た。

研究成果の概要（英文）：Among the documents of Taiwan colonial bureaucratic office, we got about 150,000 images of *Rinji-Taiwan-TochiChousakyoku*, and completed about 400,000 republication characters. In the course of making an analysis of their documents, we experienced the real process of modernization of Taiwan, especially how land system had gone through. At the same time, real-life images of staff members, who worked on investigations of longstanding practices in Taiwan, had come up. In the process of our studies, we could have a forecast to reevaluate the governance by colonial bureaucratic office, which has been criticized through emphasizing the irregularity and corrupt bureaucrats.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2009年度	2,200,000	660,000	2,860,000
2010年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2011年度	1,500,000	450,000	1,950,000
年度			
総計	6,700,000	2,010,000	8,710,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学、基礎法学

キーワード：台湾総督府文書、旧慣と近代化、明治官僚制、東アジアの近代法、総督府の官員像、データベース、文字列検索、

1. 研究開始当初の背景

(1) 総督府文書の概要を示す素材としては、『台湾総督府文書目録 明治編』（中京大学社会科学研究所・台湾省文献委員会監

修、全28巻、ゆまに書房）が公刊されている。目録編纂の過程で編まれた『台湾の近代と日本』（台湾史研究部会＜責任編集 檜山幸夫＞編、同上研究所発行、2003

年)および『台湾総督府文書の史料学的研究』(檜山幸夫編、ゆまに書房、2003年)等で、日本・台湾の研究者によって文書の紹介と史料学的な分析が行われてきた。

また、総督府時代の台湾社会とその近代化については、台湾史料研究会編『日本領有初期の台湾』(2005年)・『領台初期の台湾社会』(2008年、ともに副題は「台湾総督府文書が語る原像()」)、中京大学社会科学研究所発行のほか、古くは同時代の伊能嘉矩『台湾文化志』(上・中・下、刀江書院、1965年復刻)・竹越与三郎『台湾統治志』(明治後期産業発達史資料722巻、龍溪書舎、2004年復刻)を代表とする多くの著作物が研究者を裨益している。

(2) このような学術的背景を踏まえると、総督府が主導した台湾の近代化を分析する研究は、漸く厳密な歴史史料に基づく実証的な論証の段階に到達したと考えられ、その基盤となる史料総体の翻刻・公開が必要かつ可能となっていた。

上述の『台湾総督府文書目録 明治編』(大正期以後は編纂中)は非常に有意義な労作であり、その過程で多くの論考が発表されたが、文書の摘出と紹介、または論者の関心テーマに制約される憾みを残している。現時点においては、日本国内の近代史料と同様に、基本的な史料集の形をとる全面的な文書本文の公開が求められる段階に達しているといえよう。

かつてその一部が『日拠時期台湾総督府公文類纂 台湾総督府档案 中訳本』1~111輯(台湾文献委員会編印、中華民国87年で中断)として発刊された経緯があるが、少部数発行の中訳本であったためか、日本人研究者にはほとんど利用されていない。総督府の作成になる文書群、すなわち日本から台湾に赴いた官員たちの営為の記録で

ある以上、あくまでも原文書の、最大分量の翻刻が望まれるのである。

(3) 研究代表者は、本研究に着手する以前から、また本研究課題の遂行と平行して、藩法および近世史料の翻刻と公刊に従事してきた。そこで蒐集した多量の史料を素材とし、とくに「転封」に集約した大名家文書の分析を通じて、明治直前にいたる近世社会の構造を追求してきた。

その過程で得た認識は、幕藩制国家における武家官僚制には、世襲制という制約は無視できないものの、庶民社会をもその内部に組み込んだ総体的なシステムを完成させており、ある意味で強い近代性を備えていたことを実感してきた。この時代に生きた人びとを近世人というならば、当然のことながら、明治前期の官僚制の担い手はこれら近世人であり、その故に、近世・近代は決して断絶した時代ではなく、両者を通じる連続性を模索する必要性に迫られていた。

(4) 明治期官僚制の特質ないし一側面を台湾総督府に赴任した官員の言動から検証しようとする発想は、このような代表者の研究履歴に根ざしている。

同時に、大量の近世史料の翻刻・校訂・編集に従事するなかで、書籍の刊行を前提とする紙媒体では、遠からず史料公刊の限界に達するものという切迫感を抱いていた。そこで、大量の文字情報のデジタル化と電子メディアによる公開の手法を確立させてきた。従って、近代古文書にカテゴライズされる本研究の基本部分は、その応用ないし延長線上に位置づけることができ、成果の大部分は所蔵機関の許諾を得た上で、代表者が主宰するホームページ「名城大学・法制史研究会」上で公開することになる。

(5) しかしながら、研究代表者自身は本研

究課題が採択される数年前、漸く台湾に関する研究に着手したばかりであった。そこで、台湾・中国関係の豊富な研究実績を持つ研究分担者と、強力な台湾人研究協力者ととも研究課題を推進する「台湾プロジェクト」を立ち上げる必要に迫られていた。たまたま日本で研究中の台湾人を含む留学生(大学院博士後期課程在学)数人に恵まれ、その協力を得て課題追求の目処が立ったのである。

2. 研究の目的

膨大な「台湾総督府文書」のうち、本研究では主として「臨時台湾土地調査局公文類纂」の調査と翻刻を行い、明治日本が海外に残した、近代古文書としての文字情報を学界共通の資産とすることを目的とした。

翻刻作業の過程では、土地政策を基軸とする台湾の近代化の実相と、土地および旧慣の調査に従事した総督府官員の实像を浮き彫りにすることによって、外地を媒介とした日本の近代法の展開と明治期官僚制の特質を分析するため、以下の項目を設定した。

(1) 台湾総督府文書の調査と翻刻 日清戦争後の下関条約によって、清国から台湾および澎湖諸島の割譲を受けた明治日本は、西欧諸国からも危ぶまれた未経験の植民地統治と経営に着手する。東京との緊密な連携を保ちながら、台湾総督府を中心とした植民地統治の特質は、法治主義の貫徹と「旧慣」の調査・勘案であったといえる。先進帝国主義諸国に伍して海外進出に乗り出した明治日本は、台湾においては、剥き出しの暴力、すなわち警察・軍事力一辺倒ではなく、自ら達成しつつあった西欧的な法制を整備して統治に臨んだからである。その記録が「台湾総督府文書」であるが、漸く文書の大半が整理され、高精細なデジタル

画像がネット上でも公開され、台湾史の研究に新しい一頁を開き始めている。

本研究は、これまで目録でも取り上げられることがなく、研究者の多くが目にしていなかった「臨時台湾土地調査局公文類纂」を中心とする資料の蒐集を行い、研究期間内に可能な限り大量の資料本文を翻刻・校訂して、所蔵機関の許諾が得られ次第、デジタルベースで学界その他に提供・公開することを目的としている。

(2) 台湾の旧慣と総督府による近代化の追体験 前項で行う文書の調査と翻刻の過程は、台湾の旧慣と近代化の分析に直結する。この分野では、先に述べた同時代に属する多くの著作物があり、法制に関しては『台湾私法』(臨時台湾旧慣調査会編、台湾 南天書局)・『外地法制誌』(外務省編、全 13 巻、文生書院、1990 年)等によって、その全容を辿ることが可能である。本研究では、調査当時の生の資料に語らせることによって、これらの叙述・分析・データを別の視角から再構成し、総督府による台湾近代化の実相を追体験することを目的とした。

文書中には、台湾特有の「大租」の実態調査と、大租権を消滅させる途次で生じた多くの紛争の記録が、台湾語を交えた中国語の訴訟記録が多数収められている。これらの訴訟案件を活用して、台湾における旧慣の世界と、それに直面した日本人官員の姿を描き出すことを併せて第 2 の目的とした。

(3) 総督府の施策から見る明治官僚制の特質の追求 研究代表者が予備調査として「臨時台湾土地調査局公文類纂」数百丁を繙いた段階で、台湾総督と民政長官・臨時台湾土地調査局長に指揮された旧慣調査の姿勢には真摯なものがあり、施策への

反映にも適切な措置がとられたことを感じていた。先入観は禁物であるが、一世代前に近代国家への途を歩み始めた新生日本の気概と息吹が窺えたからである。そのような施策遂行の体現者が、総督府に属した派出所事務官にいたる官員たちであったことを想起し、総督府で展開された官僚制原理の追求と、官員および彼らの積み上げた事績を発掘することが本項の研究目的である。

これは明治前半期に醸成された本国における官僚制の一側面を反映させることになり、その諸機能が初めての植民地となった台湾を実験場として発揮された状況を追体験することになる。総督・民政長官(のち局長)名で語られる単なる治績史に留まらず、現地に赴いた無名の官員・巡査、郵便・病院の関係者、加えて多くの教師たちの資質に肉薄し、彼らの精緻かつ真摯な異民族対応に瞠目すれば、台湾総督府という小規模な組織ながら、近代黎明期における日本型官僚制の到達点を想定できる予感があったからである。

3. 研究の方法

研究の基盤となる「台湾総督府文書」の所蔵機関(台湾・南投市中興新村 国史館台湾文献館)において、研究代表者・分担者・協力者による合同調査を実施し、翻刻と研究目的で設定した課題に向けた検討会またはシンポジウムを現地および日本で開催する。とりわけ、このプロジェクトに協力を惜しまれない国史館台湾文献館の館長はじめ数名の館員の方々は、快く翻刻文の校訂に任じていただけることになり、深謝の意を表する次第である。

文書調査にあたっては、公開済のものは日本からインターネット経由でデジタル画像を取得し(課金制)、未整理・未公開のものは直接の閲覧と撮影による画像取得の方

法をとる。翻刻は日本人研究協力者および台湾出身の大学院留学生を研究補助員としてフル活用し、精確化・効率化を図る。関連資料情報が得られ次第、台湾各地の所蔵機関で資料採訪を行うが、中華民国・国民政府関係の資料で必要不可欠のものは中華人民共和国における採訪調査も実施する。

全ての調査情報を研究代表者のホームページ上で共有することによって、全体計画の推進を円滑なものとする。

4. 研究成果

(1) 総督府文書の翻刻と入力 「臨時台湾土地調査局」関係の文書画像約 15 万コマを取得し、ほぼ 40 万字の翻刻文(テキストデータ)を完成させた。

(2) シンポジウム・共同研究会

2008 年度 「法文化の視点から『近代』を問う日台交流国際研究会」(名城大学)を開催。

法院文書のデジタル化とその公開を契機とした「日治法院档案与跨界的法律史研究」(台湾大学・国際シンポジウム)に参加。

2009 年度 国史館台湾文献館から館長林金田氏と研究員・編集担当の 3 名を招聘し「総督府文書研究の現状と課題」を検討する研究集会(名城大学および法制史学会中部部会)を開催。

2010 年度 台湾大学法律学院陳聰富教授を招き「土地制度と『近代化』」をテーマとする国際研究会(名城大学)を開催。同教授は「土地改革の台湾の法発展史上における意味」と題して報告。

2011 年度 「古文書検討会(第 5 回)」(国史館台湾文献館で開催)で「台湾の近代化と土地法制」と題する研究報告を行った。また台湾・真理大学法律学院で「田賦制度から台湾近代化を論じる」というミニ講演を行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 12 件)

松田恵美子、台湾法制史と土地法研究、法制史研究、査読無、62 号、2012、151-169

鄭錦鳳(現地研究協力者)、近代台湾の

土地法制-臨時台湾土地調査局文書の紹介をかねて-、名城法学論集、査読有、38集、2011、3-21

加藤雄三、(研究協力者)(書評)王泰升著、後藤武秀・宮畑加奈子訳『日本統治時期台湾の法改革』、法史学研究会会報、査読無、第15号、2011年、188-193

谷口 昭、転封の世紀-作法の形成-、名城法学、査読無、60巻別冊、2010、15-46

松田恵美子、蘇力論文と「馬上法廷」を結ぶ「人」、名城法学、査読無、60巻別冊、2010、47-68

松田恵美子、(翻訳)土地改革の台湾の法発展史上における意味、名城法学、査読無、59巻2号、2010、129-164

松田恵美子、(書評)、西英昭『《台湾私法》の成立過程』、法史学研究会会報、査読無、第14号、2010年、175-179

加藤雄三、(研究協力者)「接收台湾司法」小稿、東洋文化研究所紀要、査読有、156巻、2009、311-357

谷口 昭、転封考 史料編 問合書、名城法学、査読無、59巻1号、2009年、151-177

松田恵美子、伝統中国の科刑原理と徳、礼、法についての予備考察-喜多・中村・川村報告を聞きて-、名城法学、査読無、58巻4号、2009、1-26

王泰升・松田恵美子、台湾の法文化中の日本の要素-司法の側面を例として-、名城法学、査読無、58巻4号、2009、45-84

谷口 昭、武家官僚制の一視角-越智松平家の転封を素材として-、公家と武家 官僚制と封建制の比較文明史的考察、査読有、2008、206-228

〔学会発表〕(計4件)

谷口 昭、台湾の近代化と土地法制、古文書検討会(第5回)、2011年5月1日、国史館台湾文献館(中華民国南投市中興新村)

谷口 昭、総督府文書研究の現状と課題、法制史学会中部部会(第60回)、2010年1月23日、名城大学

松田恵美子、台湾文献紹介二題 - 王泰升論文、陳聰富論文-、法制史学会中部部会(第61回)、2010年6月19日、名古屋大学

加藤雄三、戦後接收期の台湾司法、法制史学会第62回総会、2010年5月29日、東北大学

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.hou1.meijo-u.ac.jp/housei2/index.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

谷口 昭 (TANIGUCHI AKIRA)

名城大学・法学部・教授

研究者番号：20025159

(2) 研究分担者

松田 恵美子 (MATSUDA EMIKO)

名城大学・法学部・教授

研究者番号：50278321

(3) 連携研究者

()

なし

研究者番号：